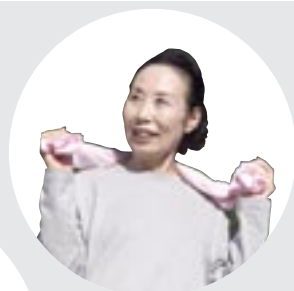


ご存知ですか？ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員には、それぞれ担当地区があります。地区の民生委員・児童委員がわからない場合は、お問い合わせください。

《問い合わせ先》 社会福祉課地域福祉係 (☎ 82-1174)



▷ 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されたボランティアとして、地域に配置されています。

現在、山陽小野田市では、149名の民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門的に担当する9名の主任児童委員がおられ、本市を4つの地区に分けてそれぞれの地域で活動を続けています。

生活に困っている人や、高齢者、障がいのある人、児童・母子などの相談に応じたり、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供やその他の援助をしています。

▷ 民生委員・児童委員のはたらき

- 地域の高齢者や障がい者が、いきいき元気に暮らしていけるよう応援しています。
- 自然災害や悪質商法などから地域住民を守る取り組みを進めています。
- 子育てをしているお母さんなど保護者と子どもたちを支える活動を展開しています。
- 子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守っていくよう、取り組んでいます。
- 地域のみなさんの相談相手として、高齢者の介護や子育て、健康・医療に関することなど生活のなかで気になっていることの相談に応じています。
- 地域にお住まいのみなさんの心配ごとなどを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。また、みなさんと行政とのパイプ役や調整役を務めます。

▷ どのように選ばれるの？

民生委員・児童委員は、市に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、県に推薦されます。県知事は、推薦された候補者について県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聴いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年です。

▷ 民生委員のマーク

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。

(昭和35年に公募により決定)



▷ 秘密の厳守

民生委員・児童委員には、法律により守秘義務があります。地域のみなさんから受けた相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。

5月12日は 「民生委員・児童委員の日」

大正6年5月12日、岡山県で現在の民生委員制度の前身である済世顧問制度の設置規定が公布されたことにより、毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」として定められています。